

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集-富東谷-2	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)							(名称)		(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の所有者 (甲)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)														
番号	所在	地番	林班	小班区画	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	鏡野町富東谷	901	68	ホ小班 区画1, 1-4, 6, 8, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 17-1, 18, 19, 20, 21	山林	3.4308	スギ ヒノキ その他広葉樹、竹 原野	66, 72 26, 56, 61, 25, 78, 55 71, 60, 93, 69, 66	2023. 10. 1	10年 (2033. 9. 30)	別紙1-①参照	別紙2-①参照	別紙3-①参照	広葉樹部分は巡視対応とする
2	鏡野町富東谷	986-1	81	ホ小班 区画11, 12, 13, 14, 15, 16, 18, 20	山林	1.0510	スギ ヒノキ 広葉樹 竹林	62 54, 52, 62, 79, 65 64						
3	鏡野町富東谷	890-10	68	ロ小班 区画20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28	保安林	2.9246	スギ ヒノキ 広葉樹	43, 53, 63 43, 53 59, 65, 33, 66	2023. 10. 1	10年 (2033. 9. 30)	別紙1-②参照	別紙2-②参照	別紙3-②参照	広葉樹部分は巡視対応とする
4	鏡野町富東谷	875-1	68	二小班 区画15, 16, 17, 18他	山林	0.0854	スギ ヒノキ 広葉樹	44 57, 60 98						

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

### (2) 受託者の義務

① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。

### (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して（9）、（10）により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が（経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が）甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）

対象森林				経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	
所在	地番	林班	小班区画		
①	鏡野町富東谷	901	68	ホ小班 区画 1, 1- 4, 6, 8, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 17- 1, 18, 19, 20, 21	<p>①&lt;経営管理実施権が設定される場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経営管理実施権者が間伐、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。</li> <li>○ 施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</li> </ul> <p>○ 経営管理実施権者は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p> <p>②&lt;経営管理実施権が設定されない場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乙は、存続期間中にスギ・ヒノキ人工林の間伐を1回以上実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</li> <li>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</li> </ul>
	鏡野町富東谷	986-1	81	ホ小班 区画 11, 12, 13, 14, 15, 16, 18, 20	
	所在	地番	林班	小班区画	<p>②&lt;経営管理実施権は設定せず、鏡野町による管理を行う場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 乙は、存続期間中にスギ・ヒノキ人工林の間伐を1回以上実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。</li> <li>○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</li> </ul>
	鏡野町富東谷	890-10	68	ロ小班 区画 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28	
	鏡野町富東谷	875-1	68	二小班 区画 15, 16, 17, 18 他	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

①（経営管理実施権が設定される場合）

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額及び経費の収支が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

- 次の支払先に支払うものとする。  
（支払先） 甲の指定する口座

②（経営管理実施権が設定されない場合）

<時期>

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

<相手方及び方法>

- 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。